

滞納はゆるさない！動産差し押さえ実施中！！

10月5日（日）、町税滞納者から差し押さえた物件の平成20年度第2回公売会が、役場3階会議室で行われました。

結果は次のとおりです。

来場者 150人 出品数 101点
売却数 83点 売却金額 218,928円

※役場税務課納税係では、納税相談日として夜間窓口、休日窓口を実施しています。ぜひご利用ください。（詳しくは28ページをご覧ください。）



10月5日に行われた第2回公売会の様子

次回公売会のお知らせ

○第3回益城町公売会

日時 11月22日（土）午前8時30分開場
場所 役場3階大会議室

※後日、全世帯にチラシを配付します。

問い合わせ先 役場税務課納税係

☎286-3111 内線143・144

○県・市町村合同公売会

日時 12月11日（木）、12日（金）
両日午後1時30分から

場所 町総合体育館

問い合わせ先 県税務課地方徴収特別対策室

☎333-2099

国民年金

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を送付します

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険控除として申告する場合は、今年一年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

このため、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が社会保険庁から送付されます。

送 付 時 期	
平成20年1月1日から9月30日までに納付された方	平成20年11月
平成20年10月1日から12月31日までに今年始めて納付された方	平成21年2月

年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収書を添付等してください。
お問い合わせは、控除証明書専用ダイヤルまたは熊本東社会保険事務所まで。

※控除証明書は役場では発行しません。紛失等による再発行は熊本東社会保険事務所で行います。

控除証明書専用ダイヤル

☎0570-070-117（IP電話☎03-6478-8882）

- 利用期間 11月4日（火）～3月13日（金）（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）
- 受付時間 午前9時から午後5時まで
- 社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/top/koujyo.htm>

問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎367-8144
役場保険課国保年金係 ☎286-3111 内線122・123